

決済の未来フォーラム クロスボーダー送金分科会（12月11日）議事概要

日本銀行決済機構局では、2024年12月11日、「決済の未来フォーラム クロスボーダー送金分科会（第7回）」を開催しました¹。

分科会では、2024年10月のG20会合に報告された、クロスボーダー送金の目標達成に向けたKPI（重要業績評価指標）報告書の内容やロードマップの進捗状況²、各具体的施策の取り組みや今後の作業が紹介され、参加者間で議論されました。また、クロスボーダー送金の改善にも関係するAML/CFT関連の対応について、グローバルでの最近の動向や日本におけるマネロンや金融犯罪対策の現状などが紹介されました。

本稿では、各セッションにおける議論の概要を紹介します。

1. クロスボーダー送金の改善に向けた取り組みと今後の作業

一つ目のセッションでは、リード・スピーカーより、G20のクロスボーダー送金改善の目標達成に向けたKPI報告書（2024年版）の内容やロードマップの進捗状況、2024年に特に大きな進展があった個別の具体的施策について説明されました。

クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップでは、2020年10月のG20会合で承認されてから、金融安定理事会（FSB）が責任主体となって、クロスボーダー送金の4つの課題（コスト、スピード、アクセス、透明性）に対処するための目標の策定・モニタリングが行われています。2021年10月に定量的な目標が承認され、目標のモニタリングのためのKPIの設定や、KPI算出に利用されるデータソースの選定が進められました。その後、2023年10月にKPI報告書が初めて公表されました。

本分科会では、2024年10月に公表された2回目のKPI報告書などにもとづき、クロスボーダーにおける、ホールセール送金、リテール送金（個人、企業など）、レミタンス（主

¹ 過去に開催した決済の未来フォーラムの詳細は[本行ホームページ](#)ご参照。

² KPI報告書およびロードマップの取り組み状況の詳細は[本行ホームページ](#)ご参照。

に出稼労働者による郷里送金) の 3 つのセグメントについて示された KPI の算出結果の対前年比較のほか、地域別の分析結果やロードマップ全体の進捗状況の評価などが紹介されました。

そのほか、具体的施策のうち、データ交換やメッセージの標準化に関しては、ISO 20022 の仕様の共通化に向けた取り組み (共通要件)、API の調和の促進、データフレームワークの整合性と相互運用性の促進、規制や監督関連に関しては、バンク・ノンバンクの規制と監督にかかる作業の進捗状況などが紹介されました。

(クロスボーダー送金のスピード改善に向けた課題・対応状況など)

その後のフロア討議では、クロスボーダー送金の改善に関する日本における課題の提起や、ISO 20022 移行がもたらす効果に関する意見、他国の取り組みを含めた情報共有がなされました。

クロスボーダー送金の改善の観点における日本固有の論点・課題としては、主に外為法 17 条に基づく確認義務の遵守に加えて、顧客への着金案内時に入金口座の確認や為替予約の案内を行うといった商慣習が送金のスピードを遅くしているとの見方が示され、法令を遵守したうえでスピードを向上させるためには、システム化に積極的に取り組む必要があるとの意見があがりました。また、G20 メンバー各法域の中には、送金スピードの遅さにおいて何が影響しているのかに関する分析が進んでおり、その内容に応じて、サービス提供時間の拡大検討や法規制への対応協議が実施されていること、例えば、送金金額が一定額未満の送金については、当局への報告を送金前でなく送金後に行うことも許容する、といった案を検討している法域があること、が紹介されました。日本においても、求められる取り組みの実行に向けて、ステークホルダー間で相互に協力していきたいとの声が聞かれました。

ISO 20022 移行がもたらす効果については、2025 年 11 月の移行に向けて、従来よりも自動化を意識したシステムへの切り替えも行われており、ISO 20022 の移行完了後に、処理スピードが改善する可能性があること、その一方で、電文の入力情報が増えることでオペレーションが複雑になる可能性があることなどが指摘されました。また、既に ISO 20022 に移行した法域間で比較すると、従来 STP 化が相対的に進んでいた法域ほど、クロスボーダー送金の課題の改善に寄与していることが示唆されました。

ISO 20022 の仕様にかかる共通要件の浸透をはじめとする、クロスボーダー送金の改善に向けた様々な取り組みを進めていくには、ステークホルダーに対して、取り組みの負担を

上回るメリットがあることを丁寧に説明し、理解してもらうことが推進力になるとの声が聞かれました。

このほか、国際的な議論の中で関心が強いトピックとして、各国の決済システムのインターリンクに対する日本としての将来的なスタンスや、Project Agorá、トークン化預金、ステーブルコインといった、新しい技術に関する今後の活用可能性が挙げられました。

2. AML/CFT の取り組み状況と今後の予定

2 つ目のセッションでは、AML/CFT 関連について、リード・スピーカーより、国際的な議論の動向や日本における金融犯罪対策の現状などが紹介されました。

(FATF 関連の国際的な議論の動向と今後の優先課題)

まず、金融活動作業部会（FATF）関連の国際的な議論では、FATF 基準改訂などを担当する政策企画部会（Policy Development Group、PDG）における活動や、その中でも勧告 16 の改訂に関する検討状況について説明がありました。

この勧告 16 の改訂プロジェクトは、2022 年に G20 で承認されたクロスボーダー送金改善に関する優先取組分野のうち、「法律・規制・監督枠組みの促進」に含まれる施策の一つです。本プロジェクトでは、犯罪者等の電信送金へのアクセス防止と、不正検知の精度の向上という勧告 16 の目的を維持しつつ、近年の決済市場の構造変化を踏まえて勧告 16 の見直しを行っており、①決済の始点・終点及び各主体の義務の明確化、②送金人・受取人情報の内容・質の改善、③カード決済に関する義務内容の見直し、の 3 つが優先課題として選定されています。

このうちクロスボーダー送金の観点では、例えば、②送金人・受取人情報の内容・質の改善において、望ましい通知必須情報（例：氏名、住所、生年月日、公的識別子、他）の見直しや構造化データの利用促進などについて議論が行われており、送金のコスト・スピードの改善と AML/CFT の効果向上の両立を図るための検討が進められていることが説明されました。

FATF においては、現在、本年 5 月にかけて実施された市中協議の結果を踏まえて、最終化に向けた作業が実施されていますが、本件の民間部門や他の政策目的への影響の大きさを鑑みて、ステークホルダーとの対話を十分に行い、他の政策目的（送金のコスト・スピ

ード、金融包摂、個人情報保護・プライバシー）にも配慮した形での最終化を目指していることが説明されました。また、勧告改訂後のガイダンスの作成や国内実施などにおいても、引き続き関係官庁とステークホルダー間で連携していく方針が示されました。

（日本の相互審査フォローアップ結果や国内対応など）

続いて、FATF 第 4 次対日相互審査フォローアップについて、全 3 回のフォローアップが完了し、法令等の整備状況の項目は全て「概ね適合」以上の評価となり、求められる水準を満たしたことが説明されました。一方で、2027 年秋頃の開始が予定される第 5 次対日相互審査も見据えて、勧告改訂が行われていることや、リスク環境の変化に応じて求められる対策のレベルが高くなることを踏まえ、現状とのギャップを埋めていく作業を関係省庁にて進めていることが紹介されました。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進は、政府の基本方針としても明文化されており、日本として着実に取り組む意向が示されました。

また、地域別の取り組みとして、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（Asia/Pacific Group on Money Laundering、APG）が紹介され、FATF の基準を効果的に実施するために地域単位で協力していく旨が示されました。

（国内のマネロン・金融犯罪対策の現状と課題）

最後に、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で求められる事項と、国内金融犯罪への対策について紹介されました。

マネロン対策に関しては、2024 年 3 月期限であった基礎的な態勢整備がほぼ完了し、4 月からはその態勢の有効性確保や高度化が重要になる旨が説明されました。各金融機関には継続的な有効性検証と環境変化を踏まえた改善が求められると同時に、監督当局からはそれらを支援するための考え方や取組事例の共有に向けた検討が進められていることが紹介されました。

また、国内金融犯罪対策に関しては、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺といった、手口が巧妙化・多様化した詐欺被害が拡大している状況を踏まえ、国民を詐欺から守るための総合対策として、2024 年 8 月に口座不正利用対策に関する要請文が全ての預金取扱金融機関向けに発出されたことが紹介されました。この要請では、口座開設時の審査やクロスボーダー送金を含む取引モニタリングにおいて、金融機関間や警察・関連省庁との連携を強化し、計画的かつ迅速に対応を求めている旨が説明されました。

(AML/CFT 対応実務などの効率化・高度化の進め方)

その後のフロア討議では、FATF 勧告 16 の改訂がもたらす影響や、AML/CFT と送金改善をいかに両立させていくかという論点、金融犯罪に対する今後の対策などについて、様々な意見が寄せられました。

FATF 勧告 16 の改訂については、主に送金の終点に関する議論やカード決済に関する議論がインフラを含む業界にどのような影響を与えるのか、対応策に実現可能性があるのかという点について、より詳細な情報提供を求める声や、リスクベース・アプローチのもとでの実効性確保の必要性についての意見が提示されました。併せて、AML/CFT の観点からの、end-to-end で送金の透明性を維持するための要請や、ISO 20022 の共通要件など、複雑であることは理解する一方、システム構築の期間も考慮に入れて、タイムラインを確定していくことが必要であるとの声がありました。

また、政府の行動計画に掲げられていた法人の実質的支配者情報を管理する仕組みの構築について、進捗状況を問う声も上がりました。

金融犯罪対策の観点では、足もと、海外の事例として、金融機関に詐欺被害金額の補填を求める新しい規制の施行や、犯罪防止の目的に照らした個人情報の利用により、リアルタイムで不正を検知する措置が始まっており、それらが一定の効果をもたらしていることを踏まえ、日本においても将来的に新たな対策を取っていく可能性があるか、といった関心事項が示されました。

以 上